

平成 30 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社リミックスポイント  
代表者名 代表取締役会長 小田 玄紀  
(コード番号：3825)  
問合せ先 管理部 部長 廣谷 慎吾  
(TEL：03-6303-0280)

### (開示事項の中止) 子会社の株式一部譲渡中止に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、平成 30 年 4 月 3 日付「子会社の株式一部譲渡に関する基本合意締結のお知らせ」にて公表いたしました子会社株式の一部譲渡について、その中止を決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 中止の理由

当社は、平成 30 年 4 月 3 日に、連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンの株式の一部を、香港証券取引所のグロース・エンタープライズ・マーケット (Growth Enterprise Market) に上場する Madison Holdings Group Limited (以下、「MH 社」) に譲渡することについて、基本合意書 (以下、「原契約」) を締結することをお知らせいたしました。その後、同年 4 月 10 日に原契約の一部を変更する合意書 (以下、「変更契約」) 締結のお知らせ、同年 4 月 13 日に変更契約締結に関する開示事項の経過、同年 4 月 19 日にも開示事項の経過の開示を行いました。

そして、同年 5 月 14 日、「子会社の株式一部譲渡の延期に関するお知らせ」において、株式一部譲渡実行のための検討期間を 2 か月延期すること、および延期された期日までに株式一部譲渡実行のための条件が整わなかった場合は原契約 (その後の改訂された版を含む。以下、併せて「原契約」) は終了する旨のお知らせをし、同年 7 月 13 日、検討期間を 1 か月再延期する旨の変更合意書を締結することについて開示を行いました。

2 度にわたり延期された検討期間の中で、MH 社との間で協業に関する具体的な内容の検討および株式譲渡に関するデュー・ディリジェンスを慎重に行ってまいりましたが、事業面で何らか協業が検討できる余地はあるものの、その後の外部環境の変化やその他諸条件の調整で協議が難航し、延期された期日までに株式一部譲渡の合意を行うことが困難な状況となりました。

原契約に定める検討期間再延期後の期限は平成 30 年 8 月 14 日でしたが、これ以上協議を継続することは双方にとって有益ではなく、またこうした状況を引き延ばすことは情報管理の観点でも望ましくないことから、期限前ではありますが、双方株式一部譲渡実行を取り止めることで合意し、本日の取締役会において、原契約を終了することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 2. 今後の見通し

原契約の終了により、平成 30 年 4 月 3 日付開示資料においてお知らせした「6. 業績に与える影響」の内容 (平成 31 年 3 月期単体決算において株式譲渡益等が発生する見込みであること) は発生しないこととなります。その他、原契約終了による業績への影響はございません。

以 上